

## 河川法

### 1. 案内情報

手続名	:	渇水時における水利使用の特例を行わなくなった旨の届け出
手続根拠	:	河川法第53条の2第2項
手続対象者	:	渇水時における水利使用の特例を行っていた水利使用者
提出時期	:	渇水時における水利使用の特例を行わなくなったとき
提出方法	:	渇水時における水利使用の特例を行わなくなった旨の届出書を作成し、河川法第53条の2第1項の承認を行った国土交通省地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局へ提出して下さい。
手数料	:	無し
添付書類・部数	:	届出書の提出先となる国土交通省地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局のお問い合わせ下さい。
申請書様式	:	届出書の提出先となる国土交通省地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局のお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	:	届出書の提出先となる国土交通省地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局のお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先のお問い合わせ窓口：

(河川管理者が国土交通大臣の場合)

北海道開発局建設部建設行政課	011-709-2311	(内線 5348)
東北地方整備局河川部水政課	022-225-2171	(内線 3571)
関東地方整備局河川部水政課	03-3211-6261	(内線 3571)
北陸地方整備局河川部水政課	025-266-1171	(内線 3571)
中部地方整備局河川部水政課	052-953-8119	(内線 3571)
近畿地方整備局河川部水政課	06-6942-1141	(内線 3571)
中国地方整備局河川部水政課	082-221-9231	(内線 3571)
四国地方整備局河川部水政課	087-851-8061	(内線 3571)
九州地方整備局河川部水政課	092-471-6331	(内線 3571)

(河川管理者が都道府県知事の場合)

各都道府県の場合は土木部河川課等

受付時間： 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口： 上記問い合わせ先

### 3. 手続情報

審査基準：

標準処理期間：

不服申立方法： 行政不服審査法の規定による。